

# 新型コロナウイルス感染症に関わる出欠席等の取扱いについて

令和5年5月

ゆたか幼稚園

## ＜出欠の取扱いについて＞

- ・「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」は出席停止となります。  
なお、無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
  - ※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
  - ※「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 例1：5/8に発症、4日目までに症状が軽快している  
→5/8を0日目とし、5/13までの5日間が出席停止。症状が軽快していれば5/14から解除で登園可能
- 例2：5/8に発症、5日目も症状が続いていて、7日目に軽快した  
→5/8を0日目とし、5/13までの5日間が出席停止だが、5日目に症状が続いているため、出席停止は継続。症状が軽快した7日目の5/15を0日目とし、翌日は経過観察なので、5/17から解除で登園可能
- 例3：無症状だが、5/8に検査し、5/9に陽性を確認  
→検体採取日の5/8を0日目とし、5/13までの5日間が出席停止。無症状なので5/14から解除で登園可能
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該園児に対してマスクの着用を推奨します。

## ＜証明書等の取扱いについて＞

- ・これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された園児が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、幼稚園に陰性証明を提出する必要はありません。また、園児が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

## ＜園への連絡について＞

- ・れんらくアプリまたは電話にてご連絡ください。  
連絡時には「検査日」「陽性確認日（診断日）」「発症日」「登園停止期間」をお知らせください。
- ※園への連絡については、園児本人が罹患した場合のみで大丈夫です。

## ＜濃厚接触者の取扱いについて＞

- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われず、行動制限及びその協力要請も行われなかったこと等を踏まえ、同居の家族が罹患した場合や陽性者と接触があった場合でも、園児本人が罹患していない限りは、出席停止の対象とはなりません。その場合の出欠席については、各ご家庭で判断してください。

## ＜感染不安等による出欠の取扱いについて＞

- ・感染不安や予防を理由とした欠席は、引き続き当面の間公欠扱いとします。アプリでの欠席連絡の際に連絡事項にその旨を記載してください。

## ＜園における臨時休園等の対応について＞

- ・園内での感染拡大の有無によって「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を参考に、園医・保健所と相談の上で判断します。